

「関西の地域文化実演・体験による魅力発信事業」実施業務委託仕様書

1 事業名

関西の地域文化実演・体験による魅力発信事業

2 目的

古くから日本の歴史の表舞台となってきた関西では、王朝文学や能、狂言、歌舞伎、人形浄瑠璃、文楽に代表される伝統芸能が創始されるとともに、優れた美意識を背景に茶道や華道をはじめとする生活文化や伝統工芸が育まれてきた。また、関西各地においては地域文化の粋をこらした「山車・地車・山鉦」の巡行などの祭礼行事が行われ、地域コミュニティを結びつける重要な役割を果たしてきた。しかし、少子高齢化や生活様式の多様化が進む中で、関西各地の地域文化の保存、継承や親しむ機会の減少は大きな課題となっている。

そこで、各地の地域文化を関西各地で実演、体験することにより、その歴史文化的価値や魅力を直接体感できる機会を創出することで、広く関西に関西の地域文化の魅力を発信、浸透させ、地域文化を支える機運醸成や関西各地へ誘客することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日

4 業務内容

(1) 実演場所の選定・確保

地域文化の実演、体験による歴史文化的価値や魅力の発信の効果がより大きく見込める場所を関西内において選定し、当該場所の管理者と実演に関する許可を得るための調整を行い、実演場所を確保する。

地域文化には地域の「山車・地車・山鉦」巡行・展示などの祭礼行事を含むこととする。

なお、実演場所については、関西広域文化観光資源活用地域活性化実行委員会（以下、「実行委員会」という）から指定することもあるため、協議の上、決定する。

・実演場所及び実施回数 8府県において各1回以上（うち1～3箇所においては、1～3団体程度の「山車・地車・山鉦」巡行又は展示を行うこと）

8府県：滋賀県、京都府（京都市）、大阪府（大阪市又は堺市）、兵庫県（神戸市）、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

山車・地車・山鉦巡行を行う場所候補：京都府（京都市）、大阪府（大阪市又は堺市）、兵庫県（神戸市）を想定

・実演場所想定例

文化関連等各種イベント会場、観光関連等各種展示会場（ツーリズム EXPO ジャパン等）、ショッピングモール、空港、鉄道駅等。

(2) 実演団体との派遣調整

伝統芸能や祭などの民俗芸能、伝統工芸など関西の地域文化から、実演場所における実演、体験に適した地域文化を1カ所当たり複数事務局が選定する（「山車・地車・山鉦」巡行等の祭礼行事を含む。）ので、当該地域文化を担う団体と出演に向けた調整を行い、円滑な出演を実現する（団体への謝礼金の支払を含む）。特に「山車・地車・山鉦」等の輸送・展示に当たっては、破損や汚損することのないよう十分留意し、保険等含めた必要な対策を講じること。

・実演団体想定例

伝統芸能：能・狂言、人形浄瑠璃など

民俗芸能：富田人形浄瑠璃（滋賀県）、和知太鼓保存会（京都府）、中堂寺六斎念仏（京都市）交野ヶ原交野節（大阪府）、南都楽所・十津川の大踊り（奈良県）、木ノ本の獅子舞・藤白の獅子舞（和歌山県）、阿万風流踊（兵庫県）因幡の麒麟獅子舞（鳥取県）、阿波人形浄瑠璃（徳島県）など

伝統工芸：丹波の漆かき（京都府）、名塩雁皮紙（兵庫県）など

「山車・地車・山鉦」巡行：左義長祭り（滋賀県）亀岡祭（京都府）、京都祇園祭の山鉦行事（京都市）、生根神社夏祭り（だいがく祭り）（大阪府）、榛原秋祭（奈良県）、粉河祭（和歌山県）、宍喰祇園祭（徳島県）、保久良神社のだんじり（神戸市）など

(3) 広報・当日運営

実演、体験当日により多くの人実演場所に訪れるよう事前に効果的な広報を行うとともに、実演、体験の当日がより親しみやすく、また、会場が賑やかになる催しを企画し、より多くの人を惹きつける工夫を行う。

また、実演、体験する当日の準備、設営、進行、オンライン配信（実施の場合）、安全管理、撤収等運営管理一切を行う。

なお、「山車・地車・山鉦」等の巡行・展示にあたっては、来場者及び団体参加者の安全確保に最大限留意すること。

(4) 記録・撮影

実演、体験当日の鑑賞者数や体験者数、鑑賞者・体験者を対象としたアンケート等、事業効果（地域文化の歴史文化的価値や魅力の発信）を評価するためのデータを収集、記録するとともに、実演、体験当日の様子を撮影（静止画及び動画）する。

なお、被写体となった人に対して、関西広域連合のHP等への掲載など公開に係る

肖像権等権利関係の承諾を得る。

(5) 実績報告

実演、体験を実施した後、速やかに鑑賞者数や体験者数、写真等による結果速報を報告するとともに、すべての実演、体験が終了した後、アンケート集計結果等も加えた詳細を報告する。

5 成果物

次の成果物を作成し納品する。

(1) 実績報告書

事業に関するすべての事項を記録した報告書（A 4 縦） 3 部

(2) 資料データ

事業に関する最終的な資料（協議資料など事業途中の不確定資料は含まない） 3 部

(3) 撮影データ

実演、体験当日の様子を撮影した画像及び動画データ（JPG 及び mp4 形式） 1 部

6 その他

- (1) 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関する無期限の使用について必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担により、これを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 委託者は本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について、対応すること。